

駐車監視員活動ガイドライン

【浅草 警察署】

趣 旨

駐車監視員とは、警察署長の委託を受けた法人の下で、地域を巡回し、放置車両の確認や確認標章の取付けなどの仕事を行う人のことであり、法律上の資格が必要とされています（反則告知をしたり、金銭の徴収をしたりすることはありません。）。本ガイドラインは、このような駐車監視員の活動方針を定めるものです。

活動方針

駐車監視員は、下記の路線、地域、時間帯を重点に巡回し、放置車両の確認等を実施します。

留意事項

駐車監視員が行う放置車両確認事務は、以下に示す「駐車監視員活動ガイドライン」の範囲内となりますが、当該ガイドラインの範囲外であっても、次の事情に該当する場合は、委託警察署長の指示に従い確認事務を行うことができます。

- (1) 活動場所に赴く途中等において、悪質性、危険性、迷惑性が極めて高い放置車両を発見した場合
- (2) 110番等による突発的な駐車苦情に対する措置依頼を受けた場合
- (3) 臨時的な祭礼・催物等により、駐車実態の悪化が予想される場合
- (4) その他、特に委託警察署長が指示する場合

参考事項

警察官は、「駐車監視員活動ガイドライン」の重点路線、地域及び時間帯以外においても、必要に応じた取締り活動を行います。

重点路線

◎ 最重点路線

No	路線名	通称道路名	区 ← 間 →		重点時間帯	備 考
1	国道6号	江戸通り	雷門2-3先浅草通り駒形橋西詰交差点	花川戸2-16先言問橋西交差点	9-22	
2	都道462号	国際通り	雷門1-6先寿四丁目交差点	千束3-19先西徳寺前交差点	9-22	
3	主要地方道319号	言問通り	千束1-9先金竜小前交差点	浅草7-1先言問橋	9-22	
4	区道	馬道通り	花川戸1-4先吾妻橋交差点	浅草6-47先	9-22	
5	区道	雷門通り	浅草1-10先国際通り雷門一丁目交差点	花川戸1-1先吾妻橋	9-22	

◎ 重点路線

No	路線名	通称道路名	区 ← → 間		重点時間帯	備 考
1	区道	オレンジ通り	浅草1-4先雷門通り浅草一丁目交差点	浅草1-38先浅草公会堂前	10-19	
2	区道	雷門仲通り	雷門2-16先雷門通り浅草一丁目交差点	雷門2-6先浅草通り駒形一丁目交差点	9-19	
3	区道	千束通り	浅草3-9先言問通り	浅草5-72先地方橋交差点	9-21	
4	主要地方道314号	橋場通り	橋場2-17先明治通り白鬚橋西詰交差点	浅草7-2先言問通り言問橋西交差点	10-19	
5	区道	石浜通り	今戸1-2先	橋場2-22先明治通り	10-19	
6	主要地方道306号	明治通り	日本堤2-35先	橋場2-1先白髭橋	10-19	
7	区道	土手通り	日本堤2-18先三ノ輪一丁目交差点	東浅草1-4先	10-19	
8	都道464号	吉野通り	清川2-39先明治通り汨橋交差点	浅草7-2先言問橋西交差点	10-19	
9	都道463号	浅草通り	雷門1-6先寿四丁目交差点	雷門2-1先駒形橋西詰交差点	9-19	
10	区道	アサヒ会通り	橋場2-2先橋場通り橋場二丁目交差点	清川2-5先吉野通り東浅草二丁目交差点	10-19	
11	区道	日の出会通り	日本堤1-1先吉野通り東浅草二丁目交差点	日本堤1-8先土手通り吉原大門交差点	10-19	
12	区道	今吉柳通り	橋場1-2先	清川1-6先吉野通り東浅草交番前交差点	10-19	
13	区道	地方橋通り	東浅草2-1先吉野通り東浅草交番前交差点	東浅草2-7先土手通り地方橋交差点	10-19	
14	区道	かつば橋道具街通り	西浅草3-7先かつば橋交差点	西浅草3-29先言問通り金竜小前交差点	10-19	
15	区道	一葉桜・光月通り	千束2-28先	千束2-29先	10-19	
16	区道	仲之町通り(せんわ通り)	千束3-6先千束三丁目交差点	千束4-36先吉原大門交差点	9-19	

重点地域

◎ 最重点地域

No	地 域	重点時間帯	備 考
1	最重点路線(江戸通り、国際通り、言問通り、馬道通り、雷門通り)周辺	9-22	
2	金竜小学校付近	10-19	

◎ 重点地域

No	地 域	重点時間帯	備 考
1	重点路線(上記重点路線No1～16)周辺	10-19	千束通り周辺のみ重点時間帯9-21
2	雷門1、2丁目及び周辺	9-19	
3	浅草4、5丁目及び周辺	9-22	
4	浅草6丁目地区	9-19	
5	清川1丁目地区	10-19	
6	千束3丁目周辺	9-19	
7	西浅草3丁目、浅草3丁目及び周辺	—	ウインズ開催日において重点的運用
8	祭礼、イベント等開催に伴う周辺地域	—	それぞれの開催日において重点的運用